写

三 政 第 ３ １ 号
令和８年１０月９日

三田市市政への市民参加推進委員会
委員長　清水 陽子　様

三 田 市 長　　田 村　克 也

三田市市政への市民参加条例の運用状況に関する諮問について

三田市市政への市民参加条例第２３条及び第２４条の規定に基づき、同条例の運用状況に対する貴委員会の意見を求めます。

＜参考：三田市市政への市民参加条例抜粋＞

（運用状況の公表）

第２３条　市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（条例の見直し）

第２４条　市長は、この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。